

イスラエルと米国によるイラン核施設攻撃と核不拡散条約体制の今後

国際法学会エキスパート・コメント No. 13

河合公明（長崎大学核兵器廃絶研究センター教授）

脱稿日：2025年12月8日

I. はじめに

2025年6月12日、イスラエルはイランの核施設に「局所的な軍事作戦」を実施しました。同国防軍はこの攻撃について、イランの核開発プログラムを攻撃する「先制的（preemptive）」で精密な攻撃を行ったとソーシャルメディアのXを通じて声明しました。6月21日、米国はイランの核施設を爆撃しました。同国のヘグセス国防長官はこの攻撃について、イランの核開発プログラムが米国の国益に及ぼす脅威を無力化するためであり、米軍部隊と同盟国イスラエルのための米国の「集団的自衛（collective self-defense）」を支える行動であると説明しました。

これに対し、グテーレス国連事務総長は6月12日、米国とイランの交渉が進行中にもかかわらずイスラエルがイランの核施設を攻撃したことに強い懸念を示しました。6月21日には米国の武力行使にも深刻な懸念を表明し、これを「国際の平和と安全に対する直接的な脅威」だとしました。事務総長はいずれの声明でも国連加盟国が国連憲章と国際法に従って行動する義務に言及し、その義務を履行することを呼びかけました。

国際社会に衝撃を与えたイスラエルと米国による核施設への攻撃は、事務総長が言及した国際法に照らしてどのように評価されるでしょうか。また、一連の核施設への攻撃は、核兵器不拡散条約（NPT）体制にどのような影響を及ぼすと考えられるでしょうか。本稿では、これらの問題について国際政治学の知見も参照しながら考察します。

II. 集団的自衛権の主張とその法的評価

（1）自衛権の枠組み

国連憲章はすべての加盟国に対し、「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止し（第2条4項）、国際紛争の「平和的解決」を義務づけています（第2条3項）。これらの義務は今日、慣習国際法上の義務とされています¹。慣習国際法は、各国の行動の積み重ね（国家実行）と、それが法として守られるべきだという共通の理解（法的確信）から成立する国際法で、全ての国を拘束します。

その義務に反し「武力攻撃が発生した場合」には、国連安全保障理事会（安保理）が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、自衛権の行使が加盟国に許されます

¹ ICJ, *Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, Judgement, I.C.J. Reports 1986*, p. 145, para. 290 and pp. 98-101 paras. 187-191.

(51条)²。自衛権とは、武力攻撃を受けた国が自国を守るために（個別的自衛権）、また武力攻撃を受けていない自国が武力攻撃を受けた他国を共同で守るために（集団的自衛権）、一定の条件のもとで武力行使を認める国際法上の権利です。一定の条件とは、慣習国際法上の「必要性」と「均衡性」の要件を満たすことです³。必要性は武力で反撃する必要があるかを問い合わせ、均衡性はその反撃が相手の攻撃に比べて行き過ぎていないかを問う基準です。集団的自衛権について国際司法裁判所（ICJ）は、攻撃を受けた国からの「援助」の要請がその行使のための要件であると述べています⁴。

（2）イラン核施設攻撃を自衛権で説明できるか

それでは、イスラエルと米国によるイラン核施設への攻撃は国際法上どのように説明できるでしょうか。専門家からの指摘にもあるようにイスラエルは自衛権に言及していませんが、米国はヘグゼス国防長官が言及したように集団的自衛を根拠に挙げています。米国の説明に依拠するのであれば、イランによる武力攻撃が発生していたか否かが法的評価の出発点になります。しかし、イランがイスラエルや米国に対して武力攻撃を行ったと認定する事実は指摘されていません。この点だけ見ると、自衛権の行使で説明することは困難です。

そこで問題は、イランが核兵器の取得に接近しているとの認識に立つイスラエルと米国が、武力攻撃の「脅威」（攻撃が現実化していない段階）を根拠に、自らの武力行使を自衛権で説明することが許されるかに移ります。

（3）武力攻撃の「発生」と切迫した「脅威」という争点

国連憲章51条は、自衛権発動の要件として武力攻撃の「発生」を規定します。ここで問題となるのは、発生が何を意味するかです。攻撃を受けた国に被害が生じた時点に限定する考え方もありますが、それでは切迫した武力攻撃の脅威に対する防御の機会を失う不合理が生じかねないため、国家実行や学説の支持を得ていないとされます⁵。そのため、武力攻撃と見なしうる「切迫した（imminent）」脅威が客観的に説明できる場合（攻撃が目前に迫っている段階）、自衛権の行使が許されるかが議論されてきました⁶。

² 同項はまた、加盟国は自衛権の行使にあたってとった措置を直ちに安保理に報告しなければならない、と規定しています。

³ *Supra* note 1, p. 94, para. 176.

⁴ *Ibid.*, p. 105, para. 199.

⁵ 真山全「武力攻撃の発生と自衛権行使」『国際安全保障』第31巻4号（2004年）22頁。また、日本政府は「急迫不正の侵害がある場合」について、「我が国への武力攻撃が発生した場合」であり、それは「侵害のおそれ」や「現実に被害を受けたときでもなく、侵略国が武力攻撃に「着手」したときを指すと説明しています。『第145回国会参議院外交・防衛委員会会議録』第5号（平成11（1999）年3月15日）1頁（野呂田芳成）。

⁶ 例えは、以下を参照。Yoram Dinstein, *War Aggression and Self-Defence*, 6th ed., (Cambridge University Press, 2017), pp. 233-235. こうした自衛を「先制的自衛（anticipatory self-defense または

ただし、この議論も判例で確立されたものではありません⁷。この理解に立ったとしても、それを超えて抽象的または潜在的な脅威に対して「予防的（preventive）」な理由で武力を行使し、自衛権で説明することは許されません⁸。

(4) イラン核計画は「切迫した脅威」か

それでは、イランの核計画に関して切迫した脅威が存在すると評価できるでしょうか。確かに、イランの核濃縮活動をめぐっては報告義務の不履行に関して国際原子力機関（IAEA）が深刻な懸念を表明し、不拡散義務違反が理事会決議で指摘されました⁹。しかし、指摘されたのは IAEA による検証が困難で、疑念を払拭するに十分な情報が提供されていないという点です。グロッシ事務局長も、「核兵器の開発に向けた組織的な取り組みが行われているという証拠はない」とメディアのインタビューで明言しました。仮にイランの核濃縮が軍事転用に当たると認定されたとしても、そのことが国際法上禁止される武力の行使を正当化する根拠にはなりません。そうした場合、IAEA では憲章に従った対応が予定されています（第 12 条(c)、第 19 条）。

III. 核施設攻撃が NPT 体制に及ぼしうる影響

イスラエルと米国による核施設への攻撃はイランの核開発を一時的に遅延させた可能性も指摘されますが、その影響は NPT 体制の持続可能性に関わるものだと考えられます。

(1) 保障措置の機能低下と NPT 体制の信頼毀損

第一に、これらの攻撃は IAEA の保障措置により担保されてきた核不拡散体制の運用を損ない、その信頼性を傷つける行為でした。査察の中止と監視データ喪失により、IAEA による保障措置は機能低下を余儀なくされました¹⁰。今回の攻撃では、IAEA の監視下にある施

preemptive self-defense）」と呼ぶ場合があり、それを国際法上どのように位置づけるかは難問だとされます。この問題については、以下を参照。浅田正彦「国際法における先制的自衛権の位相—ブッシュ・ドクトリンを契機として—」同編『21世紀国際法の課題（安藤仁介先生古稀記念）』（有信堂、2006年）287-342頁。

⁷ ICJ は、ニカラグア事件、オイルプラットフォーム事件（2003 年）、コンゴ民主共和国対ウガンダ事件（2005 年）で、いずれも武力攻撃が実際に生じてからの自衛権の行使を前提として判決を下しています。

⁸ 先制的（preemptive）と予防的（preventive）については、前者は目前にある具体的な脅威と判断したときの行動であり、後者は遠い将来の抽象的な脅威を理由にした行動、という違いがあります。この点については以下を参照。Ashley Deeks, “Taming the Doctrine of Pre-emption, in Marc Weller ed., *The Oxford Handbook on the Use of Force in International Law* (Oxford University Press, 2015), pp.661-678.

⁹ IAEA Board of Governors, “Resolution on the NPT Safeguards Agreement with the Islamic Republic of Iran,” GOV/2025/38, 12 June 2025, 1769th meeting.

¹⁰ Nicole Grajewski, “The Most Significant Long-Term Consequence of the U.S. Strikes on Iran,” Carnegie Endowment for International Peace, 26 June 2025; David Albright, Sarah Burkhard, and Andrea Stricker, “Analysis of IAEA Iran Verification and Monitoring and NPT Safeguards Reports,” Institute for

設そのものが攻撃対象とされました。それは、IAEAによる検証および査察ならびに安保理への報告というNPTの義務履行確保メカニズムを迂回し、軍事的手段による強制を優先させた事例として、NPT体制の信頼性に対する打撃となりました。

(2) 原子力の平和的利用の安全性という課題

第二に、NPTが掲げる原子力の平和的利用における安全性確保という課題を浮き彫りにしました。NPTはすべての締約国の原子力の平和的利用を規定しています(第4条)。[IAEA総会決議第444号](#)は平和目的の原子力施設への攻撃を、国連憲章、IAEA憲章および国際法の諸原則に反するとしています¹¹。この決議は、そのような攻撃は核物質が漏えいして深刻な被害につながるため、戦時であっても避けなければならないという国際社会の共通理解を示しています。

今回の国家による攻撃は、平時における非国家主体によるテロ行為を念頭に核物質や原子力施設の防護について考える、従来の「核セキュリティ」の概念を超えるものでした。つまり、これまで想定されてきた、テロ行為からの防護という考え方では対応できない種類の問題が現実化したことを意味します。それは、ウクライナにおけるザポリージャ原発の安全性確保の問題と同様に、国家による武力の行使や軍事的緊張下で、原子力の平和利用の安全性をどのように確保するかという課題をNPT体制に突きつけたといえます。

(3) NPT体制の公正性に対する懸念

第三に、NPT体制のもとで国際法が状況依存的に利用されている現実を浮き彫りにしました。ロシアによるウクライナのザポリージャ原発攻撃と占拠に対しては、国連総会が国連憲章第2条4項や国際人道法の義務に言及して非難決議を採択しました¹²。これに対して、イスラエルと米国の行為については、国連事務総長やIAEA¹³が懸念を表明するにとどまっています。欧州諸国の反応も、著しく抑制的であることが[指摘](#)されています。

この不均衡は、NPTの締約国に国際法が選択的に適用されている印象を与える可能性があります。つまり、同じ行為でも国や状況によって国際社会の反応が大きく異なるように見えるということです。この印象は、NPT体制の公正性を損なうだけでなく、国際法秩序にも悪影響を及ぼします。

これら三つの課題のうちとりわけNPT体制の公正性に対する懸念は、イランによる対応

Science and International Security (ISIS), September 2025.

¹¹ IAEA, "Protection of Nuclear Installations devoted to Peaceful Purposes against Armed Attacks," GC(XXIX)/RES/444, 27 September 1985.

¹² UNGA, "Safety and security of nuclear facilities of Ukraine, including the Zaporizhzhia nuclear power plant," A/RES/78/316, 11 July 2024.

¹³ IAEA Director-General Rafael Mariano Grossi, "Statement on the situation in Iran," 13 June 2025; IAEA Director-General Grossi, "Statement to the UN Security Council on Situation in Iran," 20 June 2025.

にも影響を及ぼしているように見受けられます。イランは10月18日、[国連安保理決議2231号](#)¹⁴の有効期限満了を理由に、自国はもはや国連の核関連制限に拘束されないとする声明を発表しました¹⁵。決議2231号は、イラン核合意の履行を後押しするために設けられた仕組みを規定しています。同声明は、イランの核問題を安保理の不拡散議題からの削除を求め、今後は通常の非核兵器国と同様に扱われるべきだと述べました。また同声明は、英仏独による制裁復活の試みには法的根拠がないと批判し、IAEAはイランの核開発に関する証拠を示す報告を出していないと指摘しています。

IV. おわりに

イスラエルと米国による核施設への攻撃は国連憲章51条が定める武力攻撃の発生という要件を満たすとは言えず、自衛権による説明には困難を伴います。また、こうした軍事行動は、NPTの不平等性や国際法の選択的適用に不満を抱く国にとって、NPT体制からの逸脱や離脱を誘発する要因となります。そのため、自衛権に照らした法的評価を超えて、一連の核施設攻撃はNPT体制の信頼性に与える影響という視点からも検討されるべき問題です。その検討では、NPT体制の信頼性が揺らぐ状況下で、核不拡散と核軍縮を目的とするNPTの持続可能性をどのように確保するかが重要な論点となります。

安全保障上の懸念は国によって異なり、異なる懸念をどのように調整するかが国際社会における継続的な課題です。国内のような中央政府が存在しない国際社会では、異なる利益を調整するためには多国間交渉が必要であり、NPTもこうした交渉を通じて誕生した条約です¹⁶。NPT体制の持続可能性は多国間条約としてのNPTに対する信頼性に依存し、その信頼性は核兵器国の義務の履行と非核兵器国の義務の履行の均衡の上にしか成り立ちはせん。核不拡散と核軍縮というNPTの二つの目的の均衡が損なわれれば、その体制の持続可能性は根底から揺らぐことになります。

NPT体制という国際的な制度が持続的に機能するためには、交渉に参加した国の利益がその中で公平に扱わることが必要です¹⁷。公平に扱われていると参加国が感じることで制度への信頼が生まれ、その信頼が制度としての持続性を支える基盤となります。NPT体制を締約国に共通する安全保障を保障するための手段として再確認する視点からも、イス

¹⁴ UNSC, “Resolution 2231 (2015),” on the Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA), S/RES/2231, 20 July 2015.

¹⁵ Ministry of Foreign Affairs of the Islamic Republic of Iran, “Press Statement on the Expiration of United Nations Security Council Resolution 2231,” 18 October 2025.

¹⁶ NPTの交渉過程については、以下の研究が参考になります。Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation 1959-1979*, Vol. I-III, (Oceana Publications, 1980). 黒澤満『軍縮国際法の新しい視座—核兵器不拡散体制の研究—』(有信堂、1986年)。

¹⁷ Thomas M. Franck, *Fairness in International Law and Institutions*, (Oxford University Press, 1995), p. 7. NPT第3回準備委員会における南アフリカによる声明は、この点を端的に指摘しています。South Africa, “South African National Statement for Cluster 1—Nuclear Disarmament,” at the 3rd Preparatory Committee for the 2026 NPT Review Conference, 1 May 2025.

ラエルと米国によるイランの核施設への攻撃は検証される必要があります。なお、イスラエルは NPT の非締約国です。

今回の一連の事態が NPT 体制の信頼性に与える影響を考えるとき、この国際的な制度の原点に立ち返る議論は有益です。原点は、その制度がどのような期待や原則のもとで合意されたかを示す基準点だからです。2025 年 4-5 月にニューヨークの国連本部で行われた NPT 第 3 回準備委員会で岩屋外相は、締約国が「NPT の原点」に立ち戻る必要性を指摘しました¹⁸。NPT 体制の信頼性が揺らぐ状況で、そもそも NPT がどのような交換条件の組み合わせで合意された条約なのかを改めて確認することは、制度の信頼性を回復するための出発点となるはずです。

NPT を成立させる交渉において、議論の出発点となったのは核不拡散の約束でした。NPT の交渉を求める国連総会決議 [A/RES/2028 \(XX\)](#) には、「この条約には、核保有国や非核保有国が、いかなる形であれ直接的または間接的に核兵器を拡散させることを許すような、いかなる抜け穴（any loop-holes）もあってはならない」との項目 2(a)があります¹⁹。また、核軍縮については、NPT の運用を通じて「核兵器の廃絶を達成」する「核兵器国」による「明確な約束」がなされています²⁰。これらの基本的な原則に立ち戻り共通の安全保障の視点から議論できるかどうかが、核不拡散義務と核軍縮義務の相互的な取引によって成立した NPT 体制の持続可能性を左右するものと考えられます。

¹⁸ Japan, “General Statement by Iwaya Takeshi, Minister for Foreign Affairs of Japan,” at the 3rd Preparatory Committee for the 2026 NPT Review Conference, 28 April 2025.

¹⁹ UNGA “Non-proliferation of nuclear weapons,” A/RES 2028 (XX), 19 November 1965.

²⁰ 2000 年の NPT 再検討会議では、13 項目からなる核軍縮のための実際的措置を含む最終文書が、核兵器国である米国を含む全会一致で採択されました。この文書では、「核兵器の廃絶を達成する」ことが「核兵器国による明確な約束」とされています。NPT, Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT/CONF.2000/28, Vol. I, Part I, p. 14, item 6.。核兵器禁止条約（TPNW）推進国は、TPNW は NPT 第 6 条の核軍縮義務を履行するものであるとしています。TPNW, TPNW/MSP/2022/6, Annex I “Declaration of the first Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Our commitment to a world free of nuclear weapons,” p. 9, para. 12.